

～『高効率給湯機器』又は『コージェネレーションシステム』を設置する方へ～

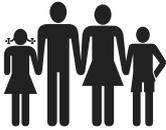
木津川市エコ生活応援補助金

※本補助制度は、京都府と協力して実施しています。



木津川市では、市民の皆様のエコ生活を応援して、環境負荷を軽減するため、ご自宅に設置されたエコ生活設備（太陽光発電・蓄電設備と同時に導入される高効率給湯機器、コージェネレーションシステム）の購入費を補助しています。

○対象者



補助金の対象になるのは、次のいずれにも該当する方です。

エコ生活応援補助金の対象となる太陽光発電設備及び蓄電設備と同時に高効率給湯機器または、コージェネレーションシステムを導入される木津川市民（世帯主に限る）。

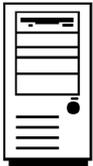
（注）暴力団員等、補助対象として適切でないと認められる場合は対象外。

○補助額・対象設備

従来制度・新制度対象設備との同時導入

太陽光発電設備及び蓄電池設備と同時に導入する次の設備が対象です。

※補助対象経費〔購入費（本体一式、必須附属品、架台）、設置工事費〕の合計額の1/2が上限



①高効率給湯機器（新品に限る。）

【補助額 | 設置費用の1/2以内（上限30万円）】

②コージェネレーションシステム（新品に限る。）

【補助額 | 設置費用の1/2以内（上限80万円）】

○交付要件

補助金を申請されるにあたっての主な要件は、次のとおりです。

「共通」

- 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果について、Jクレジット制度への登録を行わないこと。
- 設置する設備について、他の国庫補助金の交付をうけていないこと。

「高効率給湯機器」

- 従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるもの。

「コージェネレーションシステム」

- 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。

○申請手続

エコ生活設備の引渡後、別に定める期間内に、次の書類で申請してください。
受付期間については、申請窓口・ホームページでご案内します。



- **エコ生活応援補助金交付申請書**（申請窓口・ホームページで配布）
 - 契約書 又は 売買契約書
（製品名・補助対象経費の内訳が確認できるもの 又は その写し）
 - 領収書
（申請者氏名・購入日・販売事業者・製品名・補助対象経費の内訳が確認できるもの 又は その写し）
 - 写真（居宅における設置前後の状況及び性能表示が確認できるもの）
 - 仕様書、パンフレット、カタログ 又は 出力対比表
（合計出力・容量が確認できるもの 又は その写し）
 - 販売事業者の証明書（申請窓口・ホームページで配布）
 - 配置図（設置場所・接続が確認できるもの）
 - **温室効果ガス削減効果計算書 ※高効率給湯機器**
（申請窓口・ホームページで配布）
 - **誓約書（申請窓口・ホームページで配布）**
※申請する設備の全ての項目にチェックしていること。
 - 口座情報確認のため、通帳等をご提示又はご提出ください。（写し可）
- △ 事業開始承認申請書（事業の実施期間が1年以上で2年度に渡る場合）
△ 見積書、工程表等の実施予定期間がわかる書類



申請窓口・
ホームページ

環境課（市役所3階⑩窓口）

TEL 75-1215

木津川市トップ→暮らす→自然・環境→補助→エコ生活応援補助金